

## &lt;巻頭言&gt;

## 地域保健法と母子保健

中原俊隆

地域保健法は、1994年6月成立し、97年4月から全面的に施行される。この法律は、47年以来公衆衛生行政の基本となってきた保健所法を改正したものである。当時は保健所は公衆衛生行政の第一線の実施機関と位置づけられ、直接国民に接触して保健活動を実施する機能が強調された。従って、母子保健活動も保健所の業務と位置づけられたのは、当然であった。

その後、町村合併が進められ、地域経済が発展するなど地方自治体をめぐる情勢は変化し、市町村の規模の拡大や力量の充実を背景に、市町村において対人保健サービスを行うべきであるとの考え方方が強くなっていく。ことに、母子保健活動は住民にとってもっとも基本的なサービスであり、公衆衛生の基本であるとの認識から、特に力を入れる市町村も多くみられた。この考え方は65年の母子保健法制定の際の論議においては有力な意見であったが、結局時期尚早との理由で見送られ、実現しなかった。厚生省は、77年に1歳6ヶ月児健康診査事業を市町村の事業として、予算措置により創設した。この制度は、一方では保健所において48年から妊産婦・乳幼児健康診査、61年からは3歳児健康診査が実施されてきていることと相容れず、小児の健康診査データの継続性が損なわれるとして異論もあったところである。その後、78年には国民健康づくり対策が開始され、市町村保健センターの設置が進められることとなり、83年には老人保健法が施行され、対人保健サービスを市町村の事業として実施する政策がとられた。このような動きの中で、母子保健業務を全面的に市町村事業とする県もみられるようになり、また夫婦が産む子供の数が減少し、核家族化が進行し、少なく産んだ子供を大切に育てるという傾向が強まる中で、従来にもまして母子保健に力を入れる市町村が増えてきたのは当然といえば当然であった。このような情勢の中で、母子保健法の改正の動きは幾度となくみられたが、機が熟するには至らず、地域保健法の成立とともに母子保健法の改正も行われ、法制的に母子保健活動の体系が大きく変わることになった。

地域保健法は、「生活者、消費者主体のきめ細かな保健サービスを地域の実情に応じて提供する観点」から、地域保健全体について見直しを行ったものであるが、その趣旨は母子保健においてもっとも顕著であると思われる。すなわち、社会経済の発展とともに、住民が母子保健活動・サービスに期待する内容は変化しており、疾病の早期発見・早期対応を目指した、いわば疾病指向型サービスから、体力、社会適応能力、生活能力、健全な心等の種々の要素を総合的にとらえた健康を重視し、生活環境の向上までを含んだサービスの提供が期待される状況となっている。また地域連帯意識の希薄化や健康情報の氾濫は、少子化・核家族化の進行の中にあっては、母親の孤立化による育児不安の増大をちらし、母子保健サービスとしてのきめ細かな育児補完機能へのニーズの増大をもたらしている。このような育児を支援するサービス、子育てへの支援を求められる状況にあっては、母子保健サービスの提供主体が、管轄範囲が広くならざるをえない都道府県立の保健所から、より狭い範囲をきめ細かに対応しうる市町村・市町村保健センターへ移ることは時宜にかなったことということができる。新しい地域保健法及び母子保健法の趣旨を生かして、より広域的・専門的な対応を実施しうる保健所の積極的な関与、支援を得つつ、市町村によって新しい時代の住民のニーズに即した母子保健サービスの構築が望まれるところである。

---

(国立公衆衛生院公衆衛生行政学部長)